

議案第105号

専決処分の承認を求めることについて
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のと
おり専決処分したので、その承認を求める。

令和元年11月26日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

令和元年度富士見市一般会計補正予算（第4号）について、専決処分したので、地
方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出します。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和元年度富士見市一般会計補正予算（第4号）（別紙）

令和元年11月14日

富士見市長 星 野 光 弘 印

令和元年度富士見市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度富士見市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35,450,219千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
19 繰入金	
	1 基金繰入金
歳入合計	

歳出

款	項
3 民生費	
	1 社会福祉費
歳出合計	

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
391,933	4,500	396,433
391,933	4,500	396,433
35,445,719	4,500	35,450,219

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
17,763,763	4,500	17,768,263
7,236,338	4,500	7,240,838
35,445,719	4,500	35,450,219

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	391,933	4,500	396,433
歳入合計	35,445,719	4,500	35,450,219

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	17,763,763	4,500	17,768,263
歳出合計	35,445,719	4,500	35,450,219

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	4,500
0	0	0	4,500

2 歳 入

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	348,861	4,500	353,361
計	391,933	4,500	396,433

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	2,125,334	4,500	2,129,834				4,500
							4,500
計	7,236,338	4,500	7,240,838				4,500

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1	財政調整基金繰入金	4,500	(財政課) ・財政調整基金繰入金 4,500

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
20	扶助費	4,500	
			(福祉課)
			3. 災害見舞金支給事業 4,500
			20 扶助費 4,500
			・災害見舞金 (4,500)

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費